

児童のすこやかな成長のために

児童扶養手当制度

この手当では、母子家庭などの児童のすこやかな成長に役立てるために支給されます。

支給される方は、自らその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければなりません。

支給対象

- 次の条件に当てはまる児童を養育している母親、または母に代わってその児童を養育している方です。国籍は問いませんが、外国籍の方は外国人登録をし、一定の在留資格がある方に限ります。
- ① 父母の離婚後、父と一緒に生活していない児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度障害にある児童
- ④ 父の生死が不明の児童
- ⑤ 父が引き続き1年以上扶養などの義務を怠っている児童

⑥ 父が引き続き1年以上拘禁されている児童

⑦ 未婚の母の児童

⑧ 生まれたときの事情が不明である児童

※これらの条件に該当しても、国内に住所がなかったり、公的年金等を受給している場合は支給されません。

申請

次の書類を添えて認定請求の手続きをしてください。

- (1) 請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人の方は、在留資格の明記された登録済証明書、受給資格に係る事実を明らかにできる書類（要邦訳）を添付）
- (2) 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票等※印鑑（自動印不可）を必ず持参してください。

所得による支給制限

受給者本人または扶養義務者等の前年の所得により、全額支給の方、一部支給の方、全額支給停止の方に分かれます。所得には母および児童が受け取る養育費の8割が算入されます。

※事実婚がある場合、手当は支給されません。事実婚とは当事者間に夫婦として共同生活と認められる事実関係（ひんばんな定期的訪問・定期的な生活費の補助など。同居の有無は問わない）が存在することをいいます。法律上の婚姻がない場合でもこれに該当するときは、手当を返還していただくことがあります。

今月は現況届の提出月です

現在、児童扶養手当の認定

をされている方は、必ず現況届を提出してください。現況届の提出がないと8月分からの手当を受給できなくなります。また、次回の支払期日から2年を経過した場合は時効となり手当が受けられなくなります。

提出期間 8月1日(金)～8月29日(金)

※5年(7年)経過の方については「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」の提出も併せてお願いいたします。(該当者には6月末に書類を送付してあります)

ひとり親家庭等医療費助成事業

18歳の年度末までの児童を扶養するひとり親家庭の母、父及びその児童が保険医療給付を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を助成しています。(所得制限あり) 受給資格を確認するため、ひとり親家庭等医療費等助成資格申請書を児童扶養手当現況届と同期日に提出してください。

資格申請書提出時に必要な書類

- ア 保険証(母、父及びその児童)
- イ 戸籍謄本または抄本
- ウ 世帯全員の住民票の写し
- エ 受給資格を証する書類
- オ 養育費に関する申告書
- ※児童扶養手当証書をお持ちの方は、窓口に出してください。(イ、オの書類は、省略できます)
- ※印鑑(自動印不可)を必ず持参してください。

提出・問合せ

子育て支援課児童家庭係
☎0479(80)8366